

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇文化芸術劇場なは一の使用料の還付		
根拠法令及び条項	那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則第9条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則第9条 (使用料の還付) 第9条 条例第9条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、還付する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 条例第12条第1項第4号又は第5号の規定により利用許可が取り消され、若しくは変更され、又はその利用を制限され、若しくは停止された場合 利用ができなくなった期間に係る額 (2) 利用変更締切日までになされた第4条第1項に規定する申請(入場料の変更に係るものを除く。)が許可されたことにより条例別表に規定する使用料に減額が生じた場合 既納の使用料の額から変更後の使用料の額を差し引いて得た額の5割の額 (3) 利用変更締切日までに第5条の規定による届出の提出があった場合 既納の使用料の5割の額 (4) 利用変更締切日までになされた第4条第1項に規定する申請(入場料の変更に係るものに限る。)が許可されたことにより条例別表第1項に規定する使用料に減額が生じた場合 既納の使用料の額から変更後の使用料の額を差し引いて得た額 (5) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額 2 前項に規定する使用料の還付の申請は、那覇文化芸術劇場なは一と使用料還付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、行うものとする。		
	審査基準 設定年月日	2020年 11月 18日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。